

市立函館病院薬事委員会要綱

令和4年7月21日

(設置)

第1条 市立函館病院（以下「病院」という。）で使用する医薬品について、医学的および薬学的評価を行なうとともに、その選択、購入および使用等の適正化を図り、併せて最も有効で経済的な運営を達成するため、病院に市立函館病院薬事委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の構成は、次に掲げる者とする。

- (1) 委員長 院長または副院長
- (2) 委員 若干名 (別表に掲げる)

- 2 委員および委員長は病院組織の中から院長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 5 特別の理由により、院長が委員長の職務を果たせなくなった場合、副院長の中から院長が委員長を指名する。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は原則隔月毎に開催する。開催日は該当月の第3木曜日とする。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決定する。
- 5 委員会の議事は、事前に決定して委員に通知する。

(事務)

第4条 委員会の事務局は、薬剤部に設置する。

- 2 委員会の事務は、薬剤部において行なう。

(運営)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和58年6月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成19年8月1日から実施する。

- 3 この要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 25 日から実施する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 20 日から実施する。
- 5 この要綱の一部改正は、令和 3 年 1 月 21 日から実施する。
- 6 この要綱の一部改正は、令和 4 年 7 月 21 日から実施する。

別表（第 2 条関係）

- (1) 副院長
- (2) 医療部長
- (3) 看護局長
- (4) 薬剤部長 および 科長
- (5) 事務局長
- (6) 医事課長
- (7) 医療安全管理室長または医療安全管理者

(所掌事項)

- 1 新規使用を申請された医薬品に関する資料を医学的および薬学的に評価する。
新規採用薬品の採用基準は別記する。
- 2 病院で使用する医薬品の追加および削除に関して検討する。
- 3 病院の医薬品の管理と使用が適性か否かを検討する。
- 4 後発薬品の採用に関して検討する。
- 5 病院医薬品集などの編集および改訂の企画を行なう。
- 6 その他医薬品に関して委員会が必要と認める事項の検討を行なう。

採用基準

- 1 開発薬品
- 2 臨床効果
- 3 経済性
- 4 同種同効薬との関連性
- 5 在庫薬品との関連性
- 6 製剤上の優位性
- 7 構造上の相違性
- 8 品質試験
- 9 臨床データ作成への配慮
- 10 副作用、使用上・保管上の注意事項が少ないか